

提 案 理 由

報告第3号 専決第3号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>市道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】 令和3年9月24日、被害車両が養父市八鹿町伊佐地内の市道上小田堤防線を八鹿方面に走行中、道路にできた窪みに落ちたことによりタイヤをパンクさせたもの</p> <p>■損害賠償の額 158,466円 ■過失割合 市の過失50% 相手方の過失50%</p>
議案第31号	養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和3年8月10日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和3年人事院勧告」という。）がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 令和4年度の期末手当の改正（年0.15月の減額） 6月支給分 2.15月 → 2.075月（-0.075） 12月支給分 2.15月 → 2.075月（-0.075）</p> <p>2 令和4年6月期の期末手当の特例 令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給した期末手当の額に215分の15を乗じて得た額を減じる。</p>
議案第32号	養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和3年人事院勧告を踏まえ、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p>

【改正内容】

1 令和4年度の期末手当の改正

(1) 一般職員（年0.15月の減額）

6月支給分 1.275月 → 1.200月 (-0.075)

12月支給分 1.275月 → 1.200月 (-0.075)

(2) 再任用職員（年0.10月の減額）

6月支給分 0.725月 → 0.675月 (-0.050)

12月支給分 0.725月 → 0.675月 (-0.050)

(3) 任期付職員（年0.10月の減額）

6月支給分 1.675月 → 1.625月 (-0.050)

12月支給分 1.675月 → 1.625月 (-0.050)

2 令和4年6月期の期末手当の特例

令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給した期末手当の額に次の割合を乗じて得た額を減じる。

(1) 一般職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 任期付職員 167.5分の10

議案第33号 令和3年度養父市一般会計補正予算（第10号）

議案第34号 令和3年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第35号 令和3年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和3年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 令和3年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 令和3年度養父市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第39号 令和3年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

理由 上記7議案は、各会計における事業確定、決算見込み等により、
所要の補正を行うものである。